

「〈不良な子孫〉の出生防止」と人権侵害 — 優生保護法の教訓

立命館大学大学院 特任教授 松原 洋子

はじめに

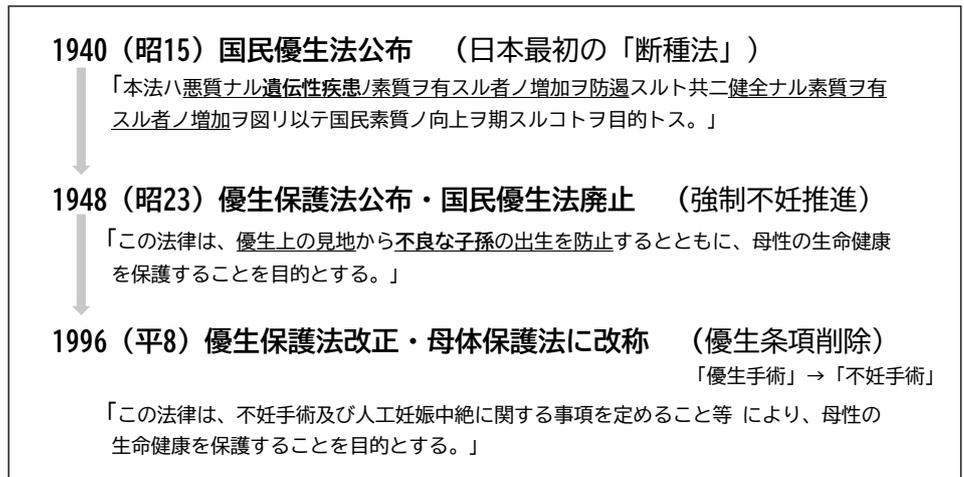
2024年7月、最高裁大法廷で優生保護法に対する違憲判決が下されました。その内容は、国家賠償を求めた原告（不妊となる手術を強制された被害者）たちの訴えを無効であると主張してきた国にとって、大変厳しい内容でした。優生保護法下で障害等のある人々に対して強制的な不妊手術を推進したことだけでなく、国賠訴訟に至るまで国が一貫して優生保護法は適法で賠償の必要がないという立場をとり続けてきたことが問題にされました。また、提訴後も原告の国家賠償請求権を認めず争い続けたことが、権利の濫用とみなされました。さらに、国会議員の立法責任も厳しく問われています。国および国会に対する最高裁の厳しい審判は、優生保護法がまさに「戦後最大規模の重大な人権侵害」⁽¹⁾であったことを物語っています。

1 優生保護法とは

優生保護法は不妊手術（「優生手術」）、人工妊娠中絶、受胎調節（避妊）について定めた法律です。第1条には「この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする」とありました。最高裁で憲法違反とされたのは、優生保護法の目的のうち前半、すなわち「不良な子孫の出生を防止する」という優生学にもとづく部分です。戦後間もない1948年に公布されましたが、1996年に「優生上の見地」にかかわる条文が全て削除されるなどして大幅に改正され、現在の母体保護法となりました。

優生保護法は戦時中の1940年に制定された国民優生法を土台にしています。国民優生法では、大東亜共栄圏構想のもとで人口の量を増やし、質を向上させるという観点から、中絶を厳しく取り締まるとともに、優生学的な不妊手術を可能にしました。しかし敗戦後、国内は焦土と化し海外の領土も失う一方で、復員と引揚げ、またベビーブームで過剰人口問題が発生しました。また、敗戦の

図1 優生保護法の系譜



(1) 日本弁護士連合会「旧優生保護法下において実施された優生手術等に関する全面的な被害回復の措置を求める決議」、2022年9月30日。

混乱のなか望まない妊娠によりヤミ中絶に頼らざるを得ない女性が増えるなか、中絶の規制を緩和し受胎調節を普及させるという政策転換が行われました。同時に人口資質が低下するという懸念から、強制的な不妊手術や優生上の理由による中絶の実行が唱えられ、優生保護法が制定されました（図1）。

2 被害を受けた人々

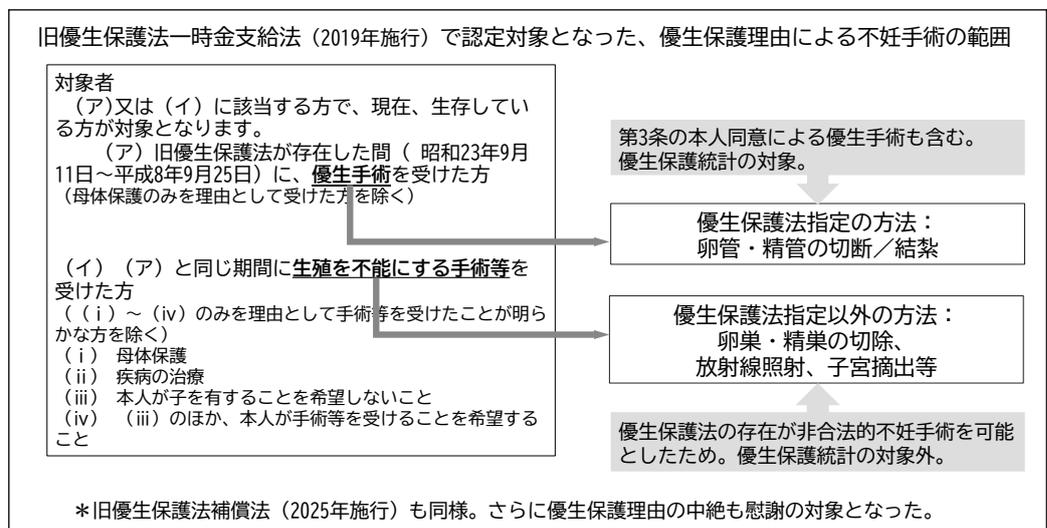
優生保護法のもと、優生上の理由で不妊手術の対象となったのは、遺伝するとみなされた障害あるいは特性をもつ人、およびそのような人を配偶者や四親等以内にもつ人、遺伝性ではない精神疾患や知的障害のある人、でした。また、ハンセン病を罹患した人々も対象となりました。これらの不妊手術は合計約25,000件、うち約16,500件が強制的な手術でした。なお、上記に該当する女性が妊娠した場合には、中絶をして

よい、とされました。それが約59,000件で、不妊手術とあわせて合計約84,000件となります。

これらは公式統計によるものですが、さらに深刻なのは、優生保護法に規定されていない不妊手術や放射

線照射、子宮摘出などもまた、優生保護法の影響下で行われていたことです。法的な根拠をもたないまま、障害をもたない人が対象であれば傷害罪で罰せられるような介入が黙認されており、統計にも表れません。こうした実態を踏まえて、2019年に制定された旧優生保護法一時金支給法では、優生保護法の適用外での不妊化も支給の対象とされました（図2）。

図2 優生保護法下での被害



3 優生保護法への批判

優生保護法のもとでの強制不妊手術が社会に広く知られるようになったのは、国賠訴訟が提訴された2018年以降のことです。しかしそれに先立って、長年にわたる優生保護法批判の運動がありました。

1970年代前半頃までは、「優生」は積極的意義のある概念として捉えられ推進されていました。しかし、1972年に優生保護法を批判的に再発見させる出来事がありました。この年、政府が優生保護法改正案を提出しました。このうち、中絶の経済的理由の削除は大きな論議をよび、産婦人科団体や女性団体は強く反対しました。一方、羊水検査の普及に伴い、障害のある胎児の中絶合法化、すなわち胎児条項の導入も、「優生上の見地からの人工妊娠中絶に関するもの」として同時に提案されていました。経済的理由の削除とは対照的に当初ほとんど問題視されませんでした。脳性マヒ者の団体「青い芝の会」が胎児条項反対運動をはじめました。

当時、親がわが子である障害児に手をかけても、社会の同情が親に集まるなかで、青い芝の会のメンバーは障害者の生存権への脅威を強く感じていました。そして、胎児条項の導入は、ナチスの障害者虐殺にみられる障害者抹殺の思想、すなわち優生思想によるものであると抗議しました。胎児条項反対運動は、優生保護法の「優生」がナチスの優生学や国民優生法と連なるものであることを社会に気付かせ、優生保護法を批判的に再発見させる契機となったのです。青い芝の運動は大きなインパクトとなり、胎児条項は優生保護法改正案から削除されました。このできごとは、優生保護法の「優生」が障害者差別の概念であるという認識を社会に示すことになりました。

ところで、1960年代から70年代にかけて、日本各地の自治体では「不幸な子どもを生まない」ことをめざした母子保健施策が展開されました。中でも兵庫県は1966年度から「不幸な子どもの生まれない施策」を先駆的に実施し、全国の母子保健対策のモデルとなりました。

兵庫県衛生部が著した『幸福への科学』（1973年）では、「不幸な子ども」を次のように定義していました。第一に、遺伝性疾患などにより生まれること自体が不幸とされる子ども。第二に、誰からも望まれず、妊娠中絶を受ける子ども。第三に、母親の病気や知識不足によって胎児期に障害を負う子ども。第四に、出生後に適切な治療がなされず障害を負う子ども。そして第五に、乳幼児期に早期治療が行われなかったために障害を持つ子ども。こうした定義に基づいて、兵庫県は病児や障害児の治療を行うと同時に、発生予防に力を入れ、1972年には全国に先駆けて羊水検査の費用を公費で負担する制度を開始しました。

しかしこの施策は、障害児を「不幸な存在」と決めつけ、出生前診断で異常が判明した場合には中絶を促すものでした。そのため、障害者当事者の団体である「青い芝の会」はこれを強く批判し、兵庫県の羊水検査に反対する運動を展開しました。その結果、1974年には兵庫県は羊水検査を中止しています⁽²⁾。

4 優生保護法改正に向けた動き

優生保護法が障害者差別を含むという認識は、上記の優生保護法改正問題を契機に、1970年代から少しずつ広がりました。1980年代後半には、厚生省精神保健課、母子衛生課、厚生省研究班等で優生条項の見直しが検討されましたが、改正には至りませんでした。

1990年代には、優生条項の削除が喫緊の政策的課題となってきました。障害者基本法のノーマライゼーションの理念、リプロダクティブヘルス・ライツ、女子差別撤廃条約批准、ハンセン病元患者の長年の運動の結果としてのらい予防法廃止など、人権政策の観点から優生保護法が維持困難であることは明らかになり、1996年自民党社会部会が改正案をまとめ、ようやく優生条項の削除に至りました。しかし、障害者団体や女性団体が要望していた、強制不妊手術の被害実態の検証は行われませんでした。

1996年に優生保護法は母体保護法に改正されましたが、差別や被害の実態は明らかにされず、優生保護法の存在は早くも忘れ去られつつありました。1997年、スウェーデンでの強制不妊手術がメディアで取り上げられことをきっかけに、1997年9月には1970年代からの優生保護法反対運動の流れを汲む市民団体「優生手術への謝罪を求める会」が設立され、ホットライン（電話相談）を実施しました。その結果、優生保護法のもとで強制不妊手術をされた飯塚淳子さん（仮名）が、支援者とともに、被害

(2) 松原洋子「日本—優生保護法という名の断種法」米本昌平他『優生学と人間社会—生命科学の世紀はどこへ向かうのか』講談社、2000年。

をうけた当時居住していた宮城県や厚生省と実態解明を求めて粘り強く交渉を続けました。その長年の活動が、2018年以降の全国的な国賠訴訟につながったのです⁽³⁾。

おわりに

では、私たちはこうした優生保護法問題にどのように向き合うべきでしょうか。まず、被害を受けて長年厳しい状況におかれてきた不妊手術や中絶手術の被害者に対して、補償金等支給法の支援が届くように努める必要があります。また、旧優生保護法一時金支給法（2019年）と同補償金等支給法（2024年公布）の根本的な違いを確認する必要があります。2024年の最高裁判決まで、国は責任を認めず、被害者の尊厳を毀損し続けてきたことを忘れるわけにいきません。つまり、その間、「子どもを持つべきではない」とみなされた人に対して、不妊を促すような環境が維持されてきたとみるべきです。そのうえで、補償金等支給法、特に前文の意味を十分に理解することが重要です⁽⁴⁾。

さらに、優生思想は、「より健康に、より賢く」「社会に迷惑をかけない」といった「善」と裏表の関係にあります。そのため、「あなたたちのためを思って」という私たちの善意が、実は障害者の尊厳を奪うことにならないかと、常に顧みる姿勢が重要です。

優生思想の内実を解きほぐし、障害者に対する差別と偏見という暴力につなげないための歯止めを意識し、優生思想にもとづく差別や偏見を根絶するための手立てを考え続けましょう。そして、旧優生保護法補償金等支給法成立に至る歴史を、人権問題としてしっかりと位置付ける姿勢を持ちたいと思います。

(3) 優生手術に対する謝罪を求める会編『優生保護法が犯した罪—子どもをもつことを奪われた人々の証言』増補新装版、現代書館、2018年。

(4) 「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」前文の一部要約。
“国会及び政府は最高裁大法廷判決を真摯に受け止め、特定疾病等に係る方々を差別し、生殖を不能にする手術を強制してきたことに関し、日本国憲法に違反する立法行為を行いこれを執行し優生上の見地から誤った目的に係る施策を推進してきたことについて、深刻にその責任を認め深く謝罪する。また、これらの方々が人工妊娠中絶を強いられたことについても、深く謝罪する。”

紙幅の関係で文章を修正しています。正確な内容については以下を参照のこと。

(全文：<https://laws.e-gov.go.jp/law/506AC1000000070>)